

# 令和7年度 集団指導

令和7年12月23日（火）  
姫路市市民会館 大ホール

# 本日説明する内容

## 1 減算の適用がある基準等について

### （1）業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画未策定減算について

### （2）感染対策の強化

### （3）高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算について

### （4）身体拘束等の適正化

身体拘束廃止未実施減算について

## 2 よくある指導等について

## 3 【依頼】姫路市監査指導課への問い合わせ方法

# 1 (1) 業務継続に向けた取組の強化

## 【運営基準】

### (業務継続計画の策定等)

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 1 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

# 1 (1) 業務継続に向けた取組の強化

するべきこと

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画の周知、研修
- ③業務継続計画の訓練
- ④業務継続計画の見直し、変更



# 1 (1) 業務継続に向けた取組の強化

## 研修・訓練

研修 感染症 災害	訓練 感染症 災害	対象サービス
年1回 +採用時	年1回	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
年2回 +採用時	年2回	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※研修と訓練はそれぞれの目的を踏まえ、それぞれ適切な時期に実施する。

※研修及び訓練は、感染症BCPと災害BCPについて同時に実施することも可能。

ただし、記録は感染症BCPと災害BCPそれぞれの内容を含め作成する。

感染症BCPの研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練とそれ一体的に実施することも可能。

※訓練で浮かび上がった問題点を解消するために計画の見直しを行う。

# 1 (2) 感染対策の強化

## 【運営基準】

### (衛生管理等)

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

## 1 (2) 感染対策の強化

するべきこと

- ①感染対策委員会の開催、従業者への結果の周知
- ②感染症対策の指針の整備
- ③感染症対策の研修及び訓練の実施

# 1 (2) 感染対策の強化

## 委員会・研修・訓練

委員会	研修	訓練	対象サービス
年4回 3月に1回	年2回	年2回	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
年2回 6月に1回	年2回	年2回	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
年2回 6月に1回	年1回	年1回	短期入所生活介護、短期入所療養介護、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、居宅介護支援

※委員会の内容を全ての従業者に周知し、全ての従業者に周知したことが分かるように記録する。

※研修及び訓練は、それぞれ感染症対策のB C Pに関する研修及び訓練と一体的に実施可能。

※研修及び訓練を実施した際は、記録を作成する。

# 1 (3) 高齢者虐待防止の推進

## 【運営基準】

### (虐待の防止)

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

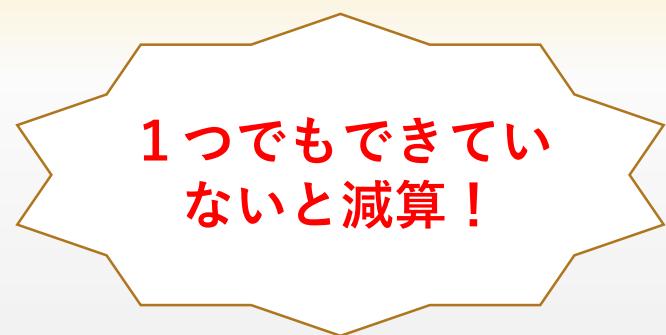
- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 1 (3) 高齢者虐待防止の推進

するべきこと

- ①虐待防止委員会の開催、従業者への結果の周知
- ②虐待防止の指針の整備
- ③虐待防止の研修の実施
- ④虐待防止の担当者を置く

※指針や組織図などで、担当者が誰であるかを明らかにする。



# 1 (3) 高齢者虐待防止の推進

## 委員会・研修

委員会	研修	対象サービス
年1回	年2回	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
年1回	年1回	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

記録がないと  
減算！

- ※委員会は、身体拘束等適正化委員会と一体的に実施可能。ただし、記録はそれぞれ作成する。
- ※委員会の内容を全ての従業者に周知し、全ての従業者に周知したことが分かるように記録する。
- ※研修を実施した際は、記録を作成する。

# 1 (3) 高齢者虐待防止の推進

## 指針

「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込む

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

※指針はマニュアルとは別に作成する。

# 1 (4) 身体拘束等の適正化

## 【運営基準】

### (身体拘束)

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

# 1 (4) 身体拘束等の適正化

するべきこと

- ①身体拘束等適正化委員会の開催、従業者への結果の周知
- ②身体拘束等の指針の整備
- ③身体拘束等の研修の実施

身体拘束等すると減算。  
ではなく、  
不適切な身体拘束、指針  
の未作成、委員会・研修  
の未実施で減算！

次の場合、身体拘束等廃止未実施減算

- ① 身体拘束等を行う場合の記録がなされていない。  
(態様・時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由)
- ② 適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催していない。
- ③ 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。
- ④ 身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない。

# 1 (4) 身体拘束等の適正化

## 委員会・研修

委員会	研修	対象サービス
年4回 3月に1回	年2回	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
—	基準はない が実施が望 ましい	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援

※訪問系通所系は委員会、研修に関する基準はないが、目撃することもあるので研修の実施が望ましい。

# 1 (4) 身体拘束等の適正化

## 指針

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込む

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

※指針はマニュアルとは別に作成する。

# 2 よくある指導等

## ①全サービス

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針や、虐待防止に係る指針が確認できなかった。  
指針に盛り込むべき項目が不足していた。
- ・虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を、文書等で明確に位置付けていなかった。
- ・各種委員会を研修と合わせて開催しているが、研修の記録のみ作成し、委員会の議事録を作成していなかった。
- ・委員会を開催していたが、委員会に参加していない従業者への周知に関する記録がなかった。
- ・業務継続計画は作成されていたが、感染症に関する内容が含まれていなかった。
- ・業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的に実施している記録が確認できなかった。

業務継続計画、衛生管理等、虐待の防止については、運営指導で上記のような指摘を行っています。

先ほどお伝えした事項をふまえ、現在の事業所で適切に各基準で求められていることを満たしているか、今一度確認を行ってください。

## 2 よくある指導等

### ②居宅介護支援・有料老人ホーム

居宅サービス計画に、有料老人ホーム等と併設する訪問介護を位置付けているが、有料老人ホーム等の契約でどのような生活支援が含まれているかを確認していなかった。

#### 居宅介護支援事業所

居宅サービス計画を作成する際に、有料老人ホーム等の契約書・重要事項説明書やパンフレット等を確認し、有料老人ホーム等が提供するサービスと訪問介護事業所が提供するサービスを明確に区分してください。

#### 有料老人ホーム等

有料老人ホーム等の契約書・重要事項説明書には、有料老人ホーム等として提供するサービスを具体的に記載してください。

契約書・重説の内容と  
実態が異なっていることで、  
トラブルになることも！

## 2 よくある指導等

### ③居宅介護支援・訪問介護

身体介護と生活援助を組み合わせて提供する際に、身体介護と生活援助に係る時間を手順書等により把握していなかった。

#### 居宅介護支援事業所

居宅サービス計画に位置付ける身体介護と生活援助を組み合わせて提供する際の報酬区分が正しいかどうかを、訪問介護事業所が作成する手順書等に書かれた時間で確認してください。

#### 訪問介護事業所

手順書等を作成し、提供するサービス内容にどれだけ時間がかかるかを詳細に把握し、居宅介護支援事業所に報告してください。

身体・生活の区分が  
誤っていて、過誤が  
発生することも！

## 2 よくある指導等

### ④居宅介護支援・訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護

居宅介護支援事業所が、各サービス事業所に居宅サービス計画の写しを提供していなかった。

#### 居宅介護支援事業所

居宅サービス計画を作成した際は、居宅サービス計画の期間が始まるまでに、各サービス事業所に居宅サービス計画の写しを提供してください。

※サービス事業者と密接な連携を行うために、第4表もあわせて交付を行ってください。

#### 訪問介護事業所・通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所

訪問介護計画や通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければなりませんので、サービス開始までに居宅サービス計画を受領してください。

サービス計画が形骸化する原因にもなります！

## 2 よくある指導等

### ⑤通所介護・地域密着型通所介護

個別機能訓練加算を算定しているが、3か月に1回の居宅訪問の記録を作成していなかった。

個別機能訓練加算を算定する際は、3か月に1回利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握を行い、その内容を具体的に記録してください。



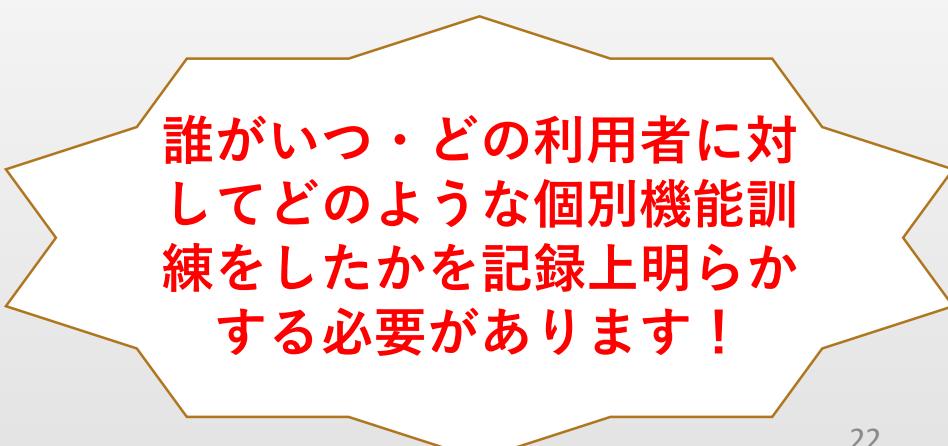
適切な機能訓練計画作成のプロセスがなければ、基本報酬に含まれる通常の機能訓練となるため、加算を算定できない！

## 2 よくある指導等

### ⑥通所介護・地域密着型通所介護

個別機能訓練加算を算定しているが、個別機能訓練を実施した際の個別の訓練項目や訓練実施時間が明確に記録されていなかった。

個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるように、記録を行ってください。



誰がいつ・どの利用者に対してどのような個別機能訓練をしたかを記録上明らかにする必要があります！

## 2 よくある指導等

### ⑦通所介護・地域密着型通所介護

サービス提供体制強化加算を算定しているが、算定要件に適合しているかどうか確認していなかった。

サービス提供体制強化加算は、原則として、常勤換算方法により算出した4月～2月の11か月間の職員の割合に応じて、次年度の算定の可否が判断されることから、毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認するようしてください。

### ⑧通所介護

事業所規模に変更があったが、届出せず、前年度の区分で請求していた。

事業所規模は、4月～2月の11か月間の実績に応じて、次年度の区分が決まることから、毎年3月に当該年度の実績を計算・確認するようしてください。その結果、変更が必要な場合は、3月15日までに届け出してください。

## 2 よくある指導等

### ⑨通所介護・地域密着型通所介護

科学的介護推進体制加算を算定しているが、担当者が体調不良で休んでおり、定められた期日までにLIFEへ情報を提出できていなかった。

操作ミスにより期日までにLIFEへ情報を提出できていなかったことが後日判明した。

やむを得ないシステムトラブル等とは、

- ・ LIFEシステム本体や介護ソフトの不具合等のやむを得ない事情によりデータ提出が困難な場合
- ・ 介護ソフトのバージョンアップ（LIFEの仕様に適応したバージョンへの更新）が間に合わないことで期限までのデータ提出が困難な場合
- ・ LIFEシステムにデータを登録・提出するパソコンが故障し、パソコンやデータの復旧が間に合わない等、データ提出が困難となった場合 である。

担当者の体調不良や操作ミスによる提出漏れでは、加算を算定することができません。確実に送信を行ったことを確認する体制作りを行ってください。

## 2 よくある指導等

### ⑩訪問介護

特定事業所加算について、訪問介護員等ごとに研修計画を作成しているが、個別具体的な研修の目標が定められていなかった。

特定事業所加算を算定するに当たっては、訪問介護事業所の全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していなければならない。

また、「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等及びサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

すべての従業員の研修計画が一律にならないよう、従業員ごとの目標や経験をふまえた計画を策定してください。

## 2 よくある指導等

### ⑪居宅介護支援

入院時情報連携加算を算定しているが、当該利用者に係る情報提供日が入院時情報連携加算で定められている要件に適合していなかった。

入院時情報連携加算は、令和6年度報酬改定で情報提供する日数に関する要件が変更しています。

入院時情報連携加算（Ⅰ）または（Ⅱ）に該当するかどうかは、利用者の入院日が運営規程で定める居宅介護支援事業所の営業日や営業時間内かどうかがかかりります。そのため、入院した日付だけでなく、時間（営業時間内かどうか）も把握して、記録（支援経過等）に残してください。

必要な情報を提供した場合には、以下の内容を居宅サービス計画等に記録してください。

- ・情報提供を行った日付、時間
- ・内容
- ・場所（医療機関へ出向いた場合）
- ・提供手段（面談、FAX等）等

## 2 よくある指導等

### ⑫居宅介護支援

退院・退所加算を算定しているが、病院等の職員との面談を電話連絡のみで行っていた。

退院・退所加算は、「当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合」に算定できるとされています。

つまり、必要な情報を電話連絡のみで受けた場合は、連携回数にカウントできませんので、注意してください。

※テレビ電話装置等を活用した場合は面談として、連携回数にカウントできます。

### 3 【依頼】姫路市監査指導課への問い合わせ方法

当課では、お問い合わせ内容の正確な把握、口頭での回答による認識の齟齬の回避、および質問内容・指導内容の記録・保管のため、指定基準・介護報酬に関するお問い合わせは、原則としてお電話ではなくメールにて受け付けています。

詳しくは、下記姫路市ホームページに掲載しておりますので、確認をお願いします。

掲載ページ：介護保険サービスに関する問い合わせ (ID:28163)

[<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028163.html>]

本件の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※虐待等（不適切な身体的拘束を含む。）に係るご相談・ご報告・通報で、利用者の生命または身体に危機が迫っているなど緊急を要する場合は、引き続きお電話にて受け付けます。